

○都城市消防団員退職報償金支給条例

平成18年1月1日

条例第259号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、都城市消防団員（以下「消防団員」という。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に支給する退職報償金について必要な事項を定めるものとする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 退職報償金の支給の基礎となる階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

第4条 勤務年数については、その者が消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第5条 消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は、勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第6条 退職報償金の支給を受けることができる消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者が退職報償金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第7条 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 消防団員を故意に死亡させた者

(2) 消防団員の死亡前に、当該消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが、不相当と認められる者

（支給手続）

第9条 退職報償金の支給手続については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行規則（昭和32年総理府令第5号）の定めるところによる。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、非常勤消防団員が合併前の都城市又は山之口町の非常勤消防団員(次項において「合併前非常勤消防団員」という。)として勤務していた期間(合併前の都城市消防団員退職報償金支給条例(昭和39年都城市条例第35号)又は山之口町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年山之口町条例第24号)(次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定により当該非常勤の消防団員として勤務した期間に合算しないこととされているものを除く。)は、この条例の規定による勤務年数に合算するものとする。

3 施行日の前日までに退職した合併前非常勤消防団員で、施行日において合併前の条例の規定による退職報償金の支給を受けていないものの退職報償金の支給については、なお合併前の条例の例による。

4 平成18年1月1日から平成18年3月31日までに退職した消防団員についても合併前の条例の例による。

附 則(平成18年6月29日条例第327号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の都城市消防団員退職報償金支給条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した消防団員(次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の都城市消防団員退職報償金支

給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（平成18年 9 月22日条例第340号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 9 月26日条例第22号）

この条例は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月24日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都城市消防団員退職報奨金支給条例別表の規定は、平成26年 4 月 1 日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月18日条例第48号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年12月18日条例第36号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑の長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧

拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則 (令和7年3月21日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都城市消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

退職報償金支給額表

階級 勤務年数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長、副部長及び班長	一般団員
5年以上6年未満	円 239,000	円 229,000	円 219,000	円 214,000	円 204,000	円 200,000
6年以上7年未満	260,000	249,000	238,000	231,000	219,000	208,000
7年以上8年未満	281,000	269,000	257,000	248,000	234,000	222,000
8年以上9年未満	302,000	289,000	276,000	265,000	249,000	236,000
9年以上10年	323,000	309,000	295,000	282,000	264,000	250,000

未滿						
10年以上11年未滿	344,000	329,000	318,000	303,000	283,000	264,000
11年以上12年未滿	367,000	349,000	337,000	320,000	298,000	278,000
12年以上13年未滿	390,000	369,000	356,000	337,000	313,000	292,000
13年以上14年未滿	413,000	389,000	375,000	354,000	328,000	306,000
14年以上15年未滿	436,000	409,000	394,000	371,000	343,000	320,000
15年以上16年未滿	459,000	429,000	413,000	388,000	358,000	334,000
16年以上17年未滿	486,000	450,000	433,000	406,000	374,000	349,000
17年以上18年未滿	513,000	471,000	453,000	424,000	390,000	364,000
18年以上19年未滿	540,000	492,000	473,000	442,000	406,000	379,000
19年以上20年未滿	567,000	513,000	493,000	460,000	422,000	394,000
20年以上21年未滿	594,000	534,000	513,000	478,000	438,000	409,000
21年以上22年未滿	631,000	569,000	551,000	508,000	464,000	431,000
22年以上23年未滿	668,000	604,000	573,000	538,000	490,000	453,000
23年以上24年未滿	705,000	639,000	603,000	568,000	516,000	475,000

未滿						
24年以上25年未滿	742,000	674,000	633,000	598,000	542,000	497,000
25年以上26年未滿	779,000	709,000	659,000	624,000	564,000	519,000
26年以上27年未滿	819,000	749,000	697,000	661,000	598,000	553,000
27年以上28年未滿	859,000	789,000	735,000	698,000	632,000	587,000
28年以上29年未滿	899,000	829,000	773,000	735,000	666,000	621,000
29年以上30年未滿	939,000	869,000	811,000	772,000	700,000	655,000
30年以上31年未滿	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000
31年以上32年未滿	999,000	929,000	869,000	829,000	754,000	709,000
32年以上33年未滿	1,019,000	949,000	889,000	849,000	774,000	729,000
33年以上34年未滿	1,039,000	969,000	909,000	869,000	794,000	749,000
34年以上35年未滿	1,059,000	989,000	929,000	889,000	814,000	769,000
35年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	834,000	789,000